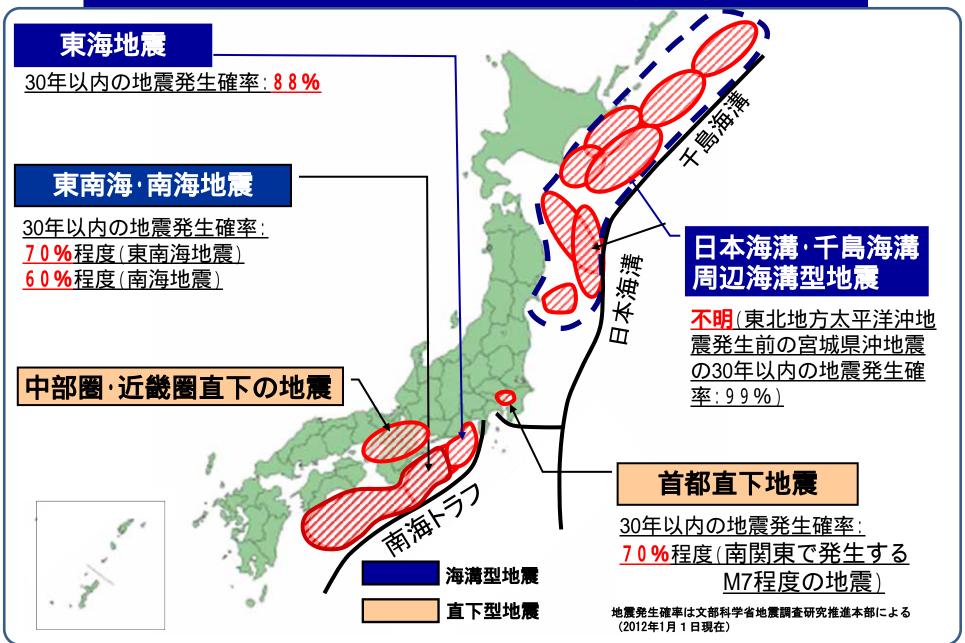
大規模災害対策について

— 目 次 —

- 1. 大規模地震対策
- (1) 中央防災会議で検討対象とした大規模地震
- (2) 大規模地震対策に係る計画体系
- (3) 東南海・南海地震対策
- (4) 東海地震対策 東海地震に係る情報発表の流れ-
- (5) 首都直下地震対策 一大綱の概要ー
- 2. 火山防災対策 一大規模火山噴火等に対する広域的な火山防災対策に向けた課題一
- 3. 大規模水害対策 一大規模水害対策に関する専門調査会報告の概要ー

平成24年2月1日 内閣府政策統括官(防災)

1. 大規模地震対策 (1) 中央防災会議で検討対象とした大規模地震



(2) 大規模地震対策に係る計画体系

災害対策基本法に基づく枠組み

防災基本計画【中防決定】

地震災害対策編、津波災害対策編 特定の地震を対象としない 一般的な地震・津波対策 基づいて作成

防災業務計画[a·公共機関]

地域防災計画【自治体】

画災対け

で作成で

防災計

防災基本計画を根拠とした特定地震の対策

地震対策大綱 [中防決定] 特定地震を対象とした 予防、応急、復旧・復興の総合的な対策 地震動等の推計 【中央防災会議専門調査会】

被害想定を もとにした 対策の立案

地震動等に基づき特 定地震による対策を とるべき地域の指定

特別法に基づく特別の対策の枠組み

予防 (減災) 対策の具体化 (減災目標、具体目標)

地震防災戦略(中防決定)

応急対策の具体化

応急対策活動要領 [中畴決]

特定地震の特徴的な事項に対する対策の具体化

大震法:大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号) 東南海法:東南海·南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号) 日本海溝法:日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成16年法律第27号) 【大震法】 東海地震の 警戒宣言時 の対応

強化地域 の指定 基本計画 中防 決定

強化 計画 国·自 治体·公 共機関

応急 計画

【東南海法<u>】</u> 【日本海溝法】

東南海・南海地震 日本海溝・千島 海溝周辺海溝型 地震における

津波対策

推進地域 の指定 基本 計画 ^{[中防} ^{決定]} 推進 計画 国中 治体·公 共機関)

対策計画

(3) 東南海・南海地震対策 一大綱、防災戦略、応急活動要領の概要一

東南海·南海地震対策大綱

推進地域外も含めた対策の総合計画

1.津波防災体制の確立

水門等の自動化・遠隔操作化、津波避難地・ 避難路の確保やハザードマップの整備等

- 2. 広域防災体制の確立
- 3. 計画的かつ早急な予防対策の推進
- 4. 東南海·南海地震の時間差発生による 災害拡大の防止

東南海·南海地震防災戦略

今後10年間で死者数、経済被害額を<u>半減</u> (~平成27年)

死者数 約17,800人 → 約9,100人

具体目標例:津波ハザードマップ策定率100%へ 津波防災訓練の実施 全沿岸市町村で実施

経済被害額 約57兆円 🗪 約31兆円

東南海·南海地震応急対策活動要領

政府の活動体制

- ▶緊急災害対策本部の設置
 - ・被害の状況及び災害応急対策の実施状況の把握
 - ・災害応急対策の実施に関する総合調整
- ▶緊急災害現地対策本部の設置
 - ・現地対策本部を愛知県、大阪府、香川県の3カ所に設置
 - ・現地における被災状況のとりまとめ
 - ・被災地内における広域的な資源配分等の調整



■:緊急災害対策本部が調整



主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

救助·救急·医療·消火活動

· 救助·救急活動、災害派遣医療チーム(DMAT)·救護班 の派遣、広域医療搬送 等

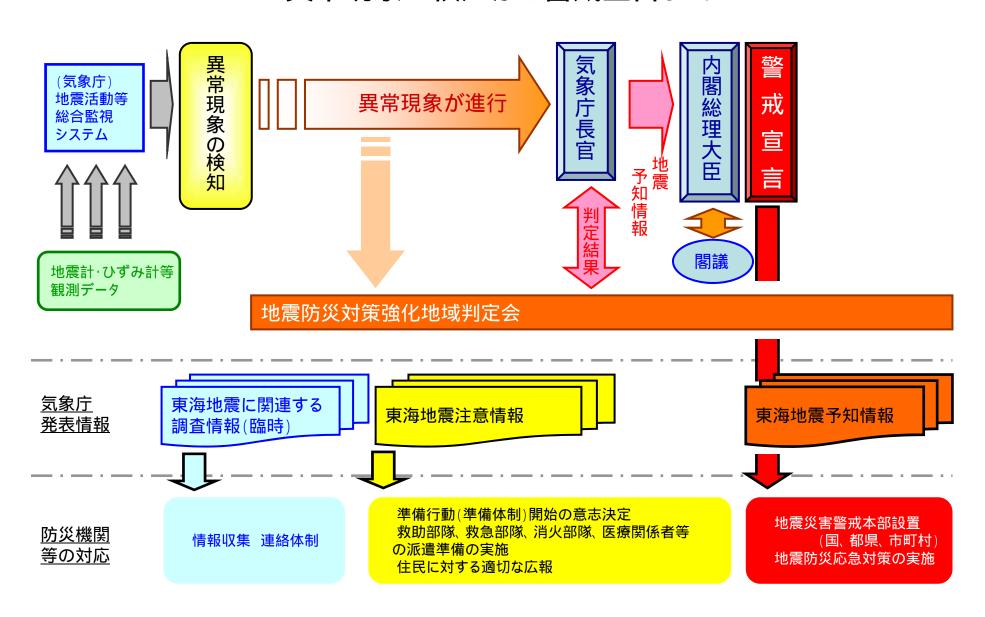
食料、飲料水等の調達

・ 主要な物資を中心とした調整体制の整備 等

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(4) 東海地震対策 一東海地震に係る情報発表の流れ一

~ 異常現象の検知から警戒宣言まで~



(5) 首都直下地震対策 一大綱の概要一

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」報告 平成17年7月

(平成17年9月、平成22年1月 中央防災会議)

実施主体の明確化

中央防災会議 「首都直下地震避難対策等専門調査会」報告

第1章 首都中枢機能の継続性確保

首都中枢機能





経済中枢

ライフライン、インフラ

目標

発災後3日程度の応急対策活動期においても継続性を確保

対策

例)

(首都中枢機関)

- ・建築物の耐震化
- ・バックアップ機能の充実
- ・業務継続計画の策定・実行

(ライフライン・情報インフラ事業者、交通インフラ事業者)

- ·多重化、耐震化
- ・優先的な復旧



第2章 膨大な被害への対応

計画的かつ早急な予防対策の推進

建築物の耐震化

(国、地方公共団体)

- ·補助制度活用、税制度整備検討
- ·制度整備(耐震改修の指示、公表等)
- ・公共施設の耐震化

火災対策



- ·面的整備
- ・避難地・延焼遮断帯の整備
- ・不燃化の促進

ライフライン・インフラ の確保対策

(ライフライン・情報インフラ事業者、交通 インフラ事業者)

·多重化、耐震化

公的機関の業務継続性の確保

避難者対策

(地方公共団体)

・避難所としての公的 施設・民間施設の利 用拡大

(国、地方公共団体)

- ·応急危険度判定等 の迅速な実施
- ・多様なメニューによる応急住宅の提供

帰宅困難者対策

(地方公共団体)

膨大な数の避難者、帰宅困難者等への対応

·駅周辺における混乱防止·円 滑な誘導体制の検討

(国、地方公共団体)

・「むやみに移動を開始しない」と いう基本原則の周知・徹底

(企業·学校等)

·従業員·生徒等の一時収容 対策の促進

地域防災力、企業防災力の向上

地域防災力の向上

(地方公共団体)

・自主的な防災活動 のための支援

企業防災力の向上

(企業)

- ·BCP(事業継続計画)の策定と実行
- ·地域貢献

広域防災体制の確立

首都圏広域連携体制 治安の維持 復旧·復興対策

震災廃棄物 処理対策

第3章 対策の効果的推進

幅広い連携による震災対策の推進

地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

国民運動の展開

「自助」「共助」「公助」



社会全体で減災

2. 火山防災対策 - 大規模火山噴火等に対する広域的な火山防災対策に向けた課題-

1 経 緯

- 我が国には、全世界の活火山数の7%にあたる110の活火山が 分布。
- より効率的な噴火時等の避難体制に係る火山防災体制の充実を 図るため、H18.11に「火山情報等に対応した火山防災対策検討 会」を設置、H20.3に「噴火時等の避難に係る火山防災体制の 指針(以下、指針)」をとりまとめた。
- 現在、指針を踏まえた火山防災体制の構築に向けて、H22.12に 設置した「火山防災対策の推進に係る検討会」において検討を 実施中。
- 有識者による "最近の火山噴火はごく小規模だが、21世紀中には中~大規模の噴火が5~6回発生すると想定すべき※"との指摘。
- ※ 中央防災会議資料(H21.4.21)より(説明者:藤井敏嗣東京大学地震研究所教授)

2 日本の活火山における火山観測・監視の状況

- 110の活火山のうち、47火山が常時観測火山として気象庁が24時間監視を実施。
- マグマの地下での移動がわかるよう高精度の地震計、傾斜計、GPS等が5組以上配置されているのは、桜島や伊豆大島などの限られた火山、多くは1~数組の地震計・傾斜計しか設置されていない。さらに、残りの40近くの火山は地震調査観測のデータを援用しており、専用の火山観測施設はない状況。

3 火山防災対策の現状と課題

- 指針を踏まえた噴火時等の避難体制に係わる火山防災体制の構築について、緊急時に住民等の迅速な避難が可能となる具体的で実践的な避難計画は、桜島など一部の火山を除きその進捗が図られていない状況。
- 現在、「火山防災対策の推進に係る検討会」において、「具体的で実践的な避難計画の策定」、「火山ハザードマップの整備」、「火山防災協議会のあり方」など、火山関係自治体における火山防災体制の構築に向けた検討を実施中。
- 火山関係自治体の火山防災対策の立案等の支援や、緊急時等の地元自治体等の支援に当たる火山防災エキスパート制度をH21.7 から運用開始。地元の要請等を踏まえ、火山防災エキスパートを派遣。
- 大規模火山噴火等に対する広域的な火山防災対策に向け、国が中心となった防災体制構築のあり方について検討の必要性。

3. 大規模水害対策 一大規模水害対策に関する専門調査会報告の概要一

1 経緯

● 豪雨の発生頻度が増加傾向で、全国各地で水害が発生。「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、第4次評価報告書において、地球温暖化による洪水リスクの増加、最大約60cmの海面水位の上昇等を予測。

平成18年 6月 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」の設置 平成20年 3月~平成21年1月 被害想定(利根川・荒川、地下鉄等浸水被害)の公表 平成22年 4月 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」報告の公表

2 「大規模水害対策に関する専門調査会」報告の概要

区分	浸水区域内人口	浸水面積	孤立者数 (避難率0%の場 合)
利根川	約230万人	約530km [*]	約110万人
荒川	約120万人	約110km [*]	約 86万人

● 実施すべき対策

- 適時・的確な避難の実現による被害軽減
 - 広域避難体制の確立
 - ・ 避難率の向上、孤立者の救助・救援
 - ・ 病院及び介護・福祉施設等、地下空間等における被害軽減
- 〇 公的機関等による応急対応力の強化と重要機能の確保
 - 公的機関の業務継続性確保
 - ・ ライフライン・インフラの確保対策
- 〇 住民、企業等における大規模水害対応力の強化
 - 民間企業等の被害軽減対策、地域住民の防災力の充実
- 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
 - 治水対策、水防活動の着実な実施
 - ・ 水害を想定した土地利用・住まい方への誘導
- その他の大規模水害特有の被害事象への対応
 - 衛生環境の確保、水害廃棄物の処理対策
- 対策の効果的推進
 - ・ 大規模水害対策に関する大綱、活動要領の策定
 - ・ 実践的な防災訓練の実施と対策への反映
- 大規模水害に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用
 - 降雨、河川水位、潮位・波浪等の予測等の高度化
 - 気候変動による影響と浸水リスクの戦略的な低減方策の検討
 - 大規模水害により被災した首都地域の復興に関する検討 等

